

## 山形県地域協調型洋上風力発電研究・検討会議 酒田沿岸域検討部会設置要領

### (設置)

第1 洋上風力発電を導入する場合の地域に与える影響や課題について、地域住民等も含めて具体的な議論を行うため、「山形県地域協調型洋上風力発電研究・検討会議設置要綱」第5条の規定により、酒田市の沿岸域を対象とした「山形県地域協調型洋上風力発電研究・検討会議 酒田沿岸域検討部会」(以下「酒田部会」という。)を設置する。

### (組織)

第2 酒田部会は、別表に掲げる部会委員により構成する。

### (部会長)

第3 酒田部会に部会長を置く。

- 2 部会長は「山形県地域協調型洋上風力発電研究・検討会議」(以下「全体会」という。)の座長が指名する。
- 3 部会長は酒田部会を統括するとともに、部会における議論の要旨について全体会で報告を行う。
- 4 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、部会長があらかじめ指名する部会委員が、その職務を代理する。

### (会議)

第4 部会は部会長が招集する。

- 2 部会委員が会議に出席できない場合は、部会長は、代理の者の出席を認めることができる。
- 3 部会長が必要と認めるときは、会議に部会委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

### (情報公開)

第5 会議は、原則として公開するものとする。

### (事務局)

第6 部会の事務局は、山形県環境エネルギー部エネルギー政策推進課に置く。

### (雑則)

第7 この要領に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が別に定める。

#### 附則

この要領は、令和4年1月13日から施行する。

#### 附則

この要領は、令和4年9月8日から施行する。

#### 附則

この要領は、令和5年2月22日から施行する。

#### 附則

この要領は、令和6年12月10日から施行する。

## 別表（部会委員）

機関名称・役職等	氏名	区分
酒田市自治会連合会 会長	<u>小野 英男</u>	地域住民
酒田市地区自治会連合会 会長	<u>土田 秀二</u>	地域住民
酒田市八幡自治会長会 会長	<u>阿曾 千一</u>	地域住民
酒田市松山地区自治会連合会 会長	平向 邦夫	地域住民
酒田市平田自治会長会 会長	佐藤 賢一	地域住民
宮野浦学区コミュニティ振興会 会長	阿部 實	地域住民
松陵学区コミュニティ振興会 会長	<u>五十嵐 勤</u>	地域住民
港南コミュニティ振興会 会長	小野 英男	地域住民
琢成学区コミュニティ振興会 会長	田賀 幸二	地域住民
西荒瀬コミュニティ振興会 会長	鈴木 勝	地域住民
浜中学区コミュニティ振興会 会長	奥山 悟	地域住民
十坂コミュニティ振興会 会長	佐藤 善一	地域住民
山形県漁業協同組合 理事	田代 善幸	海域利用者
山形県漁業協同組合 理事	伊原 光臣	海域利用者
山形県漁業協同組合 専務理事	西村 盛	海域利用者
山形県漁業協同組合 組合員	渡部 伸二	海域利用者
山形県漁業協同組合 組合員	<u>小林 信義</u>	海域利用者
山形県漁業協同組合 組合員	<u>齋藤 公人</u>	海域利用者
山形県漁業協同組合 組合員	<u>阿部 司</u>	海域利用者
吹浦漁業技術研究会 役員	佐藤 勝廣	海域利用者
山形県内水面漁業協同組合連合会 参事	桂 和彦	海域利用者
山形県鮭人工孵化事業連合会 会長理事	尾形修一郎	海域利用者
日本野鳥の会 山形県副支部長	近藤 忠男	有識者
東北公益文科大学 教授・公益学部長	三木 潤一	有識者
酒田市環境審議会 委員	古山 隆	有識者
酒田市景観審議会 委員	<u>渡部 芳久</u>	有識者
酒田商工会議所 基盤整備委員会 委員長	<u>林 浩一郎</u>	経済団体
酒田商工会議所 青年部 会長	<u>弦巻 岳</u>	経済団体
酒田ふれあい商工会 女性部 部長	石黒まさ子	経済団体
一般社団法人日本風力発電協会 理事 企画部長	斉藤 長	アドバイザー
神奈川大学海とみなと研究所 上席研究員	中原 裕幸	アドバイザー
海上保安庁 酒田海上保安部 交通課長	<u>山本 政宏</u>	行政機関（国）
山形県環境エネルギー部 次長	<u>遠藤 和之</u>	行政機関（県）
酒田市地域創生部商工港湾課 課長	<u>小林 一晃</u>	行政機関（市）
酒田市農林水産部農林水産課 課長	<u>長谷川 正彦</u>	行政機関（市）

※下線部分は、今回変更